

佐世保市地域コミュニティ 推進指針

第2版 平成25年11月
第1版 平成24年11月

佐世保市地域コミュニティ推進会議

目 次

1	策定の趣旨	1
2	背景	2
(1)	取り巻く環境	2
(2)	国の動向	2
(3)	長崎県の動向	3
(4)	本市の状況	3
3	策定の必要性和経緯	4
4	基本的な考え方	5
5	推進体系	6
(1)	地区自治協議会の設立	6
①	設立の目的	
②	名称・区域・拠点	
③	構成団体等	
④	役員・組織・会議	
⑤	設立の方策	
⑥	事務局の設置	
⑦	特色づくり	
⑧	パートナーとしての行政支援	
(2)	町内会の活性化	10
①	組織づくり	
②	活気づくり・絆づくり	
③	パートナーとしての行政支援	
(3)	自治協議会と町内会の連携	12
①	組織的な関わり	
②	自治協議会と町内会の役割分担	
③	パートナーとしての行政支援	
④	町内会の活動強化に向けた支援策	

（４） 庁内体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	13
（５） 情報の共有と守秘義務の順守・・・・・・・・	14
（６） 周知・・・・・・・・・・・・・・・・	14
 6 自治協議会モデル事業の推進・・・・・・・・	15
（１） モデル地区での検証・・・・・・・・	15
（２） 推進体制・・・・・・・・	16
（３） 実施期間・・・・・・・・	16
（４） 評価・・・・・・・・	16
 7 地域コミュニティ推進事業の本格実施に向けて・・・・・・・・	17
 参考資料・・・・・・・・	18～22

1 策定の趣旨

少子高齢化・核家族化など社会情勢の変化や人々の価値観の多様化に伴い、ニート・ひきこもり・高齢者の行方不明・幼児虐待・無縁社会（注1）などの社会における諸問題が深刻化する中、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティ、その中でも特に日々生活する場である地域におけるコミュニティの役割の再構築が強く求められています。

この指針は、本市が市民協働の推進と住民自治の確立という観点に立って、地域コミュニティ推進の方向性を示すとともに、地域コミュニティの構築・活性化への目標を立て取り組むことについての基本的な考え方をまとめたものです。

具体的な取り組みの方向性としては、まず地域コミュニティの再構築を図るためのモデル事業を実施するとともに、事業の検証を通じて制度設計を行い、その後市内全域での本格実施に繋げながら、「住民主体のまちづくり」を目指します。

◆指針の位置づけ（現行計画 ※後期基本計画も同様）

【第6次佐世保市総合計画】

基本計画 第4章 都市経営の取組み

政策1 市民協働によるまちづくり

施策4 地域コミュニティの活性化

また、「施策4 地域コミュニティの活性化」は、後期計画の重点プロジェクトである「地域の絆プロジェクト」（注2）の基本施策として強化・推進していくことになります。

（注1）：単身世帯が増えて、人と人との関係が希薄になりつつある現代社会の一面

（注2）：市民協働のまちづくりの基盤である地域コミュニティの活性化を図るとともに、NPO や地域リーダーなどのまちづくりの担い手を地域全体で育みながら、高齢者福祉や子育て支援など、暮らしの様々な分野におけるまちづくりを推進するためのプロジェクト

2 背景

(1) 取り巻く環境

市場経済における高度発展の後、長期に停滞する経済社会の中であって、人々は高度発展前と比べて相対的に豊かさを実感する一方で、貧富の格差が進んでいることや、ライフスタイルの変化に伴い極端な個人主義も増加したことなどで、人と人との関わりが希薄化しています。

さらに、全国における高齢化率（注3）が平成23年10月1日現在で過去最高の23.3%（前年比50万人増の2,975万人）と高齢化の加速度的な進行に伴う介護や医療の問題、核家族化と少子化の進展による育児・労働力の問題、最近では孤独死に代表される無縁社会の問題等、多くの負の現象も複合的に発生しています。これらの問題には、様々な人々の縁を取り持ってきた多様なコミュニティのいくつかが衰退していることが問題を複雑にしているものがあります。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災以降、テレビ等の報道を通してではありますが、避難生活で大変な中をお互いの思いやりや助け合いで過ごされている光景を目にして、まさに地域の繋がりがいかに心強く大事なものであるかを再認識させられたのではないのでしょうか。

このようなコミュニティの中で、地縁を基にした地域コミュニティは我々が日々生活する圏域であり、最も基本的なコミュニティを形成しており、ここでの再構築・活性化が諸問題の解決への重要な第一歩と考えます。

（注3）：総人口に占める65歳以上の人口の割合（数値は平成24年度版高齢社会白書 内閣府より）

(2) 国の動向

国においては、平成5年からの地方分権の推進と、さらに進めた平成21年からの地域の自主性及び自立性を高めるための改革への流れの最中です。

コミュニティに関しては、平成17年に国民生活審議会総合企画部会報告で、「コミュニティ再興と市民活動の展開」の中で、エリア（地域）型コミュニティとテーマ（目的）型コミュニティとが補完的・複層的に融合し、多様な個人の参加や多くの団体の協働を促していく多元参加型コミュニティの提示がなされています。

さらに、平成 21 年に総務省は「新しい地域コミュニティのあり方研究会」報告書において、地域における公共サービスの核となり、地域コミュニティ組織など多様な主体（町内会等、NPO、企業、マンション管理組合など）による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織として「地域協働体」の構築をしていくべきであるとの提示もなされています。

(3) 長崎県の動向

県は、過疎化・高齢化で担い手がない、住民同士のつながりが薄くなったなど、疲弊している地域の現状に鑑み、地域に住民同士のつながりと元気を取り戻し、地域を再構築するために、「地域の元気づくり応援事業」を平成 24 年度から開始しています。

この中で、

- ①地域コミュニティ活性化県民運動（仮称）の展開で、広報などを行う
 - ②地域防災等サポーターの配置で、県職員等が自治会等の活動のサポートを行う
 - ③地域の元気づくり支援交付金で、市町を通じた自治会等地域コミュニティ活性化事業を支援する
- という各事業を行っています。

(4) 本市の状況

本市においても、コミュニティは、地縁による地域（エリア）型コミュニティと NPO やボランティア組織などによる目的（テーマ）型コミュニティとから形成されています。

後者は市民協働の担い手として近年注目されつつありますが、まだまだ歴史も浅く、試行錯誤しながらの成長過程にあります。一方、前者の地域コミュニティは「隣近所の助け合い」とも言われるように、長い歴史をもったものであり、社会生活において大きな役割を担ってきたものです。

このような地域コミュニティの最小単位は、“町内会等自治組織”、いわゆる町内会であり、その代表者（町内会長、公民館長、区長等）を中心とした組織が、それぞれ地域社会を形成しています。

ところが、14 歳以下の年少人口の減少（国勢調査平成 7 年 41,924 人から 17 年 35,530 人）や高齢化率 25.2%（平成 23 年 10 月 1 日現在

住民基本台帳による）など、少子・高齢社会の到来や、核家族化の進展など社会環境の変化に伴い、多くの町内会において、役員層が高齢化し、担い手不足に悩み、広報紙・回覧物の配布、ごみステーションの管理、通学路の交通安全指導、町内清掃などの組織の中核をなす班の活動にも支障をきたす事態となっており、現状に対する危機感の高まりがあります。

また、高齢化の進展により、介護や見回りを必要とする世帯が増加していますが、一方、人との関わりをあまり好まない人・世帯がいるように、町内会だけでは対応が難しい複雑な課題も生じてきています。

さらに過疎化・高齢化、そして人口減少が進むにつれ、組織の維持自体もままならない町内会も生じつつあります。

また、行政組織も縦割りのままで、各担当部局での町内会への対応が統一されず、さらに情報の共有・連携が保たれない場合もあり、地域では戸惑う場面も見受けられます。

3 策定の必要性と経緯

このような、防犯・防災、環境変化等々、安全・安心に関する地域が抱える問題を解決するためには、地域の基礎的組織である“町内会等自治組織”の活性化を図るとともに、より広域（例：地区公民館区単位等）での地域コミュニティの構築が急務であると考えます。

本市では、地域コミュニティのあり方について、市民協働によるまちづくりを基本理念とし、平成 18 年度から庁内における調査・研究を始め、平成 20 年 7 月に外部検討委員会を立ち上げ、約 1 年 8 ヶ月にわたって検討いただき、平成 22 年 3 月には、同委員会より「佐世保市における地域コミュニティのあり方提言書」として報告を受けました。

この提言書を基に、佐世保市における新しい地域コミュニティの構築に向け、平成 22 年 9 月に地域コミュニティ推進検討会議の立ち上げについて方針を決定し、庁内関係部局において検討を重ねてきました。

そして、市の方針として地域コミュニティ推進の方向性を示すため、提言書の内容をベースとして、「佐世保市地域コミュニティ推進指針」を策定するものです。

4 基本的な考え方

この指針は、地域に住む住民自らが地域の課題には意識を持って論議し解決・行動するという自治意識のもと、現在の地域における各種団体の活動を基本としつつ、それら各種団体が一定地域の中で、組織の再編を行い、団結・連携して、より良い地域コミュニティの構築を目指すものです。

そのためには、地域と行政の役割分担を、地域が中心となっていくもの、地域と行政が協働していくもの、行政が中心となっていくものに区分して整理することが必要になります。

住民は、まちづくりの主役であり、住民が各々の個性と能力を発揮して、地域活動に参加・参画するとともに、住民同士が果たすべき役割と責任を自覚して、お互いに協力しながら活動することも重要です。

佐世保市における地域コミュニティの将来像は、住民一人ひとりが積極的にまちづくりに携わり、相互扶助の意識を持って地域の課題解決に取り組む、“自分たちの手によるまちづくり”を基本としています。

行政は、公平公正の観点に立つとともに、市民第一主義のもと、まちづくりの対等なパートナーとしての自主的な地域コミュニティの形成を積極的にサポートします。

その方策として、新しい地域コミュニティ組織の設立段階からサポートするコーディネーター役の職員を地域ごとに配置し、さらに地域のリーダー発掘・育成支援などの支援を行います。

また、初期段階の財政的・人的支援、そして市の施策・事業の目的ごとに地域の各種団体へ交付している補助金を、地域で主体的な活用ができるよう可能なものから段階的に統合を目指します。

さらに、行政窓口の一元化を目指し、各担当部局との連携強化と情報の共有のもと、地域と一体感を持ったまちづくりに取り組みます。

推進指針では、以上の考え方に基づき、次の5項目を柱とした推進体系に取り組みます。

- ①一定の広域での地域づくりを目的とする“地域コミュニティ組織”としての「地区自治協議会」の設立
- ②最も基礎的な地域組織である“町内会等自治組織”（以下「町内会」）の活性化
- ③地域コミュニティ組織としての「地区自治協議会」と「町内会」の連携

- ④さらに地域・行政における役割分担のもと、対等なパートナーとしての行政の庁内体制の確立
 - ⑤情報の共有と守秘義務の順守
- 以上を掲げて各種施策を推進します。

5 推進体系

(1) 地区自治協議会の設立

① 設立の目的

少子高齢化や人口減少時代の到来、加えて介護や子育て、環境、防犯・防災など様々な地域課題が増加している状況にあります。

このような課題の中には、一つの町内会では対応が難しい課題も増加しており、地区自治協議会という地域の様々な活動団体が集まった、広域での活力ある地域コミュニティを形成し、お互いに協力しながら取り組む必要があります。

そして、住民自らの自治力を高めながら、地域のことは地域で主体的に取り組む安全・安心な地域づくりを目的とします。

② 名称・区域・拠点

○名称：「〇〇地区自治協議会（以下「自治協議会」）」とします。

○区域：地区公民館区の単位（27地区）を基本とします。

○拠点：既存の公立施設の有効活用を前提とし、原則として「地区公民館」を利用します。

最終的には、地域情報の発信の拠点となり、さらには地域住民自らが積極的に活用していく施設となり得るものであると考えます。

③ 構成団体等

自治協議会の構成団体は、その地域の実情に合わせて地域自らが組織することとします。例としては、町内会を中核としながら、民生委員児童委員協議会、PTA、老人クラブ、消防団など地域内で活動する各種団体から構成するものです。

また、地域外であっても学生やNPO、ボランティア組織、企業等と

の連携も重要です。

〔現在の地区公民館区の規模〕

○大きいところ：44町内会、約9,700世帯

○小さいところ：8町内会、約270世帯

④ 役員・組織・会議

○役員：会長、副会長、監査等の役員を配置します。

○組織：協議会の円滑な運営を図るため、各種事務を処理し行政との窓口となる「事務局」を設置するとともに、地域活動の実働組織としての「部会」制を導入し、必須部会である「総務部会」をはじめ7部会を設置して、様々な活動を行います（P9の体制図を参照。部会の数と種類は、地域の実情に応じて設置することが可能です）。

○会議：自治協議会の運営に当たっては、「総会」を最高の議決機関と位置付け、年1回開催するものとします。また、役員及び部会代表者からなる執行機関としての「理事会」を設けて随時開催するほか、部会ではそれぞれ「部会会議」を開催します。

⑤ 設立の方策

現在、地域では、連合町内会をはじめ、生涯学習を目的とする生涯学習推進会や、地域福祉の向上を目的とする福祉推進協議会、児童・生徒の健全育成を目的とする青少年健全育成会、防犯協会等の市民団体がそれぞれ活動を展開しています。

このような各種団体の目的や活動を損ねることなく、継続・発展させるため、自治協議会を設立するに当たっては、関係機関及び地元との協議を十分重ねながら、連合町内会や生涯学習推進会等の既存の市民団体と統合する形で設立を図るものとします。

最終的には、地域団体の分かりやすい組織化と地域住民の負担の軽減を目指します。

⑥ 事務局の設置

自治協議会では、庶務及び会計事務を処理する事務局を地区公民館内に設置する予定であり、自治協議会運営の要の役割を果たしていくことになります。

また、事務局長は、地域のリーダー的な人材の発掘と育成を図るため、地域から選任することとし、行政や地区公民館との良好な連携関係を保持しつつ、自治協議会活動の推進役を担います。

なお、事務局長の人材発掘・育成には時間を要することが想定されるため、自治協議会の設立準備の段階から当分の間は、地区公民館長が事務局長を兼務するなどの支援を行います。

⑦ 特色づくり

自治協議会の活動については、設立当初は他の市民団体と連携したり、他団体の活動を引き継いだりしながら、生涯学習事業や地域一斉清掃などの従前の活動を展開することにします。

協議会の運営が軌道に乗り次第、地域の特色を生かしながら地域一体となった新たな取り組みを推進するほか、地域づくりに向けて下記の課題にも取り組みます。

○ 目的（テーマ）型活動団体の参画

地域課題の改善・解決を図るという本来の目的を達成するためには、地縁型の団体に加え、いわゆる目的（テーマ）型の団体の参加も促進します。NPOやボランティア組織といった、ある目的（テーマ）についての課題やニーズに関心を持った人たちが集まる目的（テーマ）型の活動団体は近年活発化しています。この目的（テーマ）型活動団体の活動が地域の課題を解決できる場合もあり、その活動に参加・参画する住民が増えれば、地域活動の活性化につながり、強固な地域コミュニティが形成されるのではないかと考えます。

○ 多様な人材の参画

人材の面で言うと、提言書では地域コミュニティの活性化には、世代間の積極的な交流を促進し、特に子どもたちの地域活動への参加・参画が求められていますが、加えて地域のリーダー的存在としては、やはり人生経験豊かな地域内の年長者の方々になっていただくことも重要ではないかと考えます。そのためには、より多くの住民が地域へ入り活動できる、きっかけづくりを積極的に行う必要があります。

⑧ パートナーとしての行政支援

○ 人的支援

地域と行政の橋渡し・コーディネーター役としてサポート職員を配置し、事務局をはじめとする「自治協議会」と緊密な連携を図りながら、自治協議会の設立準備から設立・運用までの組織づくりを支援します。併せて、人材発掘・育成支援の方策を探ります。

○ 財政的支援

組織立ち上げに係る準備経費、初期活動支援のための補助金を新設するほか、組織運営に係る事務局職員人件費、地域づくりへの新たな取り組みに対する補助金を交付します。

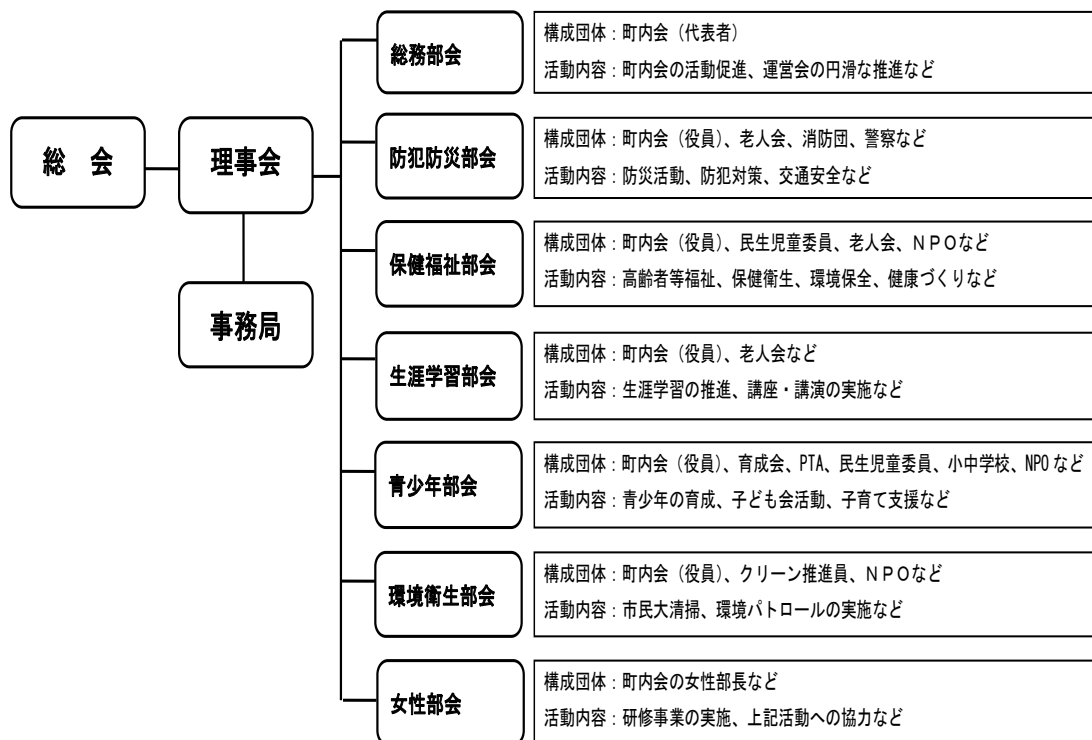
また、将来的には、既存の補助金を統合しての包括補助金化を検討します。

○ 活動支援・広報周知

地域の理解を求めていくため、「自治協議会」向けの設立マニュアルと運用マニュアルを作成します。

また、市HPや広報紙を通じて協議会の活動をPRするほか、CATVなどで協議会活動を放送してもらうなど、マスコミの活用などを検討します。

「自治協議会」の体制（運営形態）の一例



※部会構成や構成する団体等は地域の任意であり、各地域の実情や特色を考慮したものが望まれる。

(2) 町内会の活性化

「自治協議会」の構成において、PTA、老人クラブ、民生委員児童委員協議会など各種の地域活動組織が存在しますが、その中でも多くの地域住民参加のもとに運営され、身近なことから大きなまちづくりまで関わっているという意味からも、最も重要な位置を占めるものは「町内会」であり、活力ある地域コミュニティを形成する上で必要不可欠な組織です。

(平成24年4月1日現在 町内会等数：610)

① 組織づくり ～より良い町内会づくりの提案～

○ 適正規模の町内会づくり

町内会が多くの地域住民の参加のもと、円滑かつ適切に運営されていくためには、大き過ぎずかつ小さ過ぎない規模、即ち運営しやすい適正規模が求められます。また、町内会での、住民が日々の生活を送る最小単位である隣近所的な“班”の組織が「お互いさま」という連帯意識を醸成する機能として期待されます。そのためには、人口・世帯規模や年齢構成など町内会の状況に差異はあるものの、お互いの顔が見える班構成(1班7～15世帯)を考える必要があります。

さらに、地域住民の皆さんの参加と、一方負担感の軽減も考慮し、班内世帯数が5世帯を下回れば、班合併も必要となります。

〔現在の町内会組織の規模〕

○大きいところ：2,400世帯(5,800人)、218班

○小さいところ：5世帯(10人)、1班

○ 役員任期制の導入

また、町内会では、役員の高齢化や後継者不足が課題となりつつあることから、役員の負担を軽減するとともに、多くの住民の皆さんに活動に関わってもらうために、役員就任のルールづくりや任期制の導入を提案します。

○ 部会制の導入

さらに、町内会と「自治協議会」との活動の連携を期するために、現在の町内会での活動部会を中心に下記のような部会制を提案します。

そして、町内会における活動部会のメンバーが「自治協議会」と同様、あるいは類似部会を構成することとします。

部会は、総務、青少年、女性、生涯学習、防犯・防災、福祉、環境衛生の7部会が想定されます。

このことは、地域での活動に、町内会と「自治協議会」とが重なり、担当する者の意識の向上が図れるものであり、担い手づくりにも繋がるものです。

町内会の皆さんが「全員で自らの地域活動を支える（お互いさまの精神）」考え方として、

- ◆ 現役世代も含め、全世帯が1年間班長をする
また、高齢世帯や障がい者の方については免除などの負担軽減措置が必要です。
- ◆ 町内会の班長は班全員が知っている
- ◆ 班長はいずれかの部に所属する、などを励行していくことが肝要であると思われます。

② 活気づくり・絆づくり

地域住民が楽しく気軽に参加し、お互いを知り合う場・機会を創出するため、広報紙「広報させぼ」や市HPを通じて楽しい「しかけづくり」を提案します。

また、町内会だけでは実施が難しい中規模の活動や防災活動を近隣の町内会との連携・協力して実施する方策なども紹介します。

さらに、昨年の3・11の東日本大震災の教訓を生かすとともに、地域の絆づくりを推進するため、自主防災組織の推進を図ります。

③ パートナーとしての行政支援

○ 財政支援

現在、佐世保市が町内会に対して交付している、既存の各種補助金を可能な限り組み替え、新たな包括補助金として交付します。

○ 加入促進対策

近年の町内会加入率の低下状況を改善するため、広報させぼをはじめ、市HPを通じて町内会活動の意義と大切さについてPRして、市民理解の促進に努めるとともに、ポスター・チラシを作成して、町内会加入を呼びかけます。

また、市役所 1 階の戸籍住民課や各支所窓口で転入・転居の届け出を行う市民の皆さんに対して、町内会加入を勧めるチラシを配布し、直接的に加入を働きかけるとともに、企業や各種機関及び不動産業者の方々へも加入促進の協力を求めます。

とりわけ市職員にも町内会活動の大切さについて理解を深めてもらい、町内会加入を促進するとともに、町内会活動への積極的な参加・参画を呼びかけます。

○ 活動支援

町内会活動のより円滑な運営に資するため、市ホームページに「町内会活動の手引き」等の各種様式を掲載して町内会の活動に提供するほか、活動事例集の発行やHPでの紹介に努めます。

さらに、町内会活動の担い手不足解消と新たな人材の発掘を図るため、町内会の皆さんを対象とした講演会やブロック別研修会を随時開催します。

(3) 自治協議会と町内会の連携

① 組織的な関わり

自治協議会は、町内会をはじめとした各種団体から組織されることとなりますが、町内会は、その中心的な存在として期待されることから、自治協議会と町内会は強い連携関係を構築する必要があります。

例えば、自治協議会の部会は町内会の部会と連携すること、自治協議会の部会員は各町の同じ部の担当者が参画することなどが挙げられます。

加えて町内会の会長は、自治協議会の総務部会に所属するほか、必要に応じてその他の部会にも参画し、自治協議会の事業を総合的に推進すべきと考えます。

② 自治協議会と町内会の役割分担

現在町内会では様々な活動を実施していますが、町内会の取り組みを把握し、自治協議会と町内会のどちらで実施すべき事業であるか整理し、より広域での取り組みが望ましい事業については、自治協議会で実施する方向で調整すべきと考えます。

このように両団体の活動を整理し役割分担を明確化することで、町内会の負担軽減が図られるとともに、効率的な運営と活動の活性化が図られます。

③ パートナーとしての行政支援

自治協議会と町内会との良好な連携関係を構築するため、運用マニュアルを作成・配布するほか、サポート職員を随時派遣し、必要に応じて提案・助言を行います。

④ 町内会の活動強化に向けた支援策

このように自治協議会と町内会が連携することで、様々な相乗効果が期待できます。

例えば、自治協議会に多くの町内会関係者が参画することで、同関係者間で協議会活動に関する情報共有が進展し、協議会活動への地域住民の参加・参画が促進される効果が期待されます。

また、自治協議会の各部会に各町内会の担当者が集合することで様々な意見交換が進展し、各町の活動の充実と活性化に繋がっていくことが期待されるところです。

とりわけ、各町内会長からなる自治協議会の総務部会は、様々な課題・問題を抱える町内会の支援機能も期待できます。悩みを抱える町内会を最も身近な立場から支えようというもので、内容によっては総務部会と行政が協働で取り組みます。

(4) 庁内体制の確立

地域コミュニティ活性化のための、前記施策を積極的に展開していくためには、それにふさわしい庁内体制の整備が不可欠です。行政窓口の一元化をはじめ、庁内体制の構築及び関係各課かいとの連携方策については、次項のモデル事業実施期間中に検討し、方向性を導き出します。

また、地域コミュニティに関し、パートナーとしての行政（市職員）の担い手づくりも重要であり、地域コミュニティ構築の目的・必要性を職員自らが十分認識するため、研修会等を実施し、住民自治の推進、市民協働のまちづくりについて、職員の意識改革を図ります。

補助金の統合については、中長期的な課題として検討することとしますが、次項で述べるモデル事業の実施期間においても調査・研究を行い、全市域での実施時に迅速な対応ができるように備えます。

この「佐世保市における新しい地域コミュニティ」の構築については、市の施策の中でも重要かつ緊急的な施策であることを全職員が強く認識するとともに、重点プロジェクトの一環として取り組むものとします。

(5) 情報の共有と守秘義務の順守

① 情報の共有

「自治協議会」の運営に直接かかわる役員等が組織運営を適正に行うために、お互いに十分な意思疎通を図ることはもちろんのこと、地域住民や関係団体とも十分情報の共有に努める必要があります。

また、行政も情報共有に今後とも努めていきます。

② 守秘義務の順守

地域活動の中で知り得た情報については、各々意を払わなければなりません。特に個人に関する情報は、その地域活動の範疇において活用するものとし、その秘密を守る必要があります。地域活動を退いた後においても同様とします。

(6) 周知

広報活動の充実と住民意識の高揚を図ります。

「自治協議会」同士の情報交換はもとより、地区以外の地域への情報周知を図ります。

6 自治協議会モデル事業の推進

“地域コミュニティ組織”としての「地区自治協議会」の設立・運営にあたっては、提言書の中でも提案されているとおり、モデル地区での検証等を踏まえ、地域の理解を得ながら新しい地域コミュニティに対する考えを実践します。

しかし、この新しい地域コミュニティの構築は、大変重要でかつ難しいものであり、地域住民と行政が共に試行錯誤しながら解決を図っていかねばならないものです。

「地域コミュニティのあり方提言書」から抜粋

住民の地域連帯意識の希薄化や介護、子育て、防犯、防災、環境など新たな地域課題の増加、町内会等をはじめ地域活動団体における役員の高齢化、担い手不足の顕在化など、様々な地域内の課題が指摘され、その解消に向け、迅速な対応が求められている。

しかしながら、地域だけ、行政だけでの取り組みでは限界があり、地域と行政が対等なパートナーとして各々の責任を自覚した、真の意味での協働によるまちづくりが大切になってきている。

(1) モデル地区での検証

自治協議会の設立に当たっては、モデル地区を指定して、事業を実施・検証しながら推進することとします。

モデル地区は4地区とし、規模（人口・世帯数）の大小により各1地区、市中心部及び周辺部から各1地区（但し、地理的・人的な問題もあり、黒島・宇久地区を除く地域）での実施とします。

モデル地区においては、「自治協議会」の設立に向けた準備期間及び運営期間ごとに随時検証を行いながら、課題の改善・解決を図ります。

モデル期間内の取り組みとしては、

- ① 連合町内会役員を中心に地域の現状把握と「自治協議会」の仕組み、地域コミュニティの構築に向けて佐世保市が取り組もうとしていることを丁寧に説明し、理解を求めていきます。
- ② また、どのような地域にしたいかといった思いや、地域が抱える課題・問題点の解決に向けての方策、地域がやるべきことを自分たちの問題と

して話し合ってください。必要に応じて地域の皆さんと行政が協働して考えていきます。

③その上で地域の皆さんに「自治協議会」の組織構成、設置部会、役員体制等を検討していただき、事務局の設置を目指します。

④「自治協議会設立準備会」の段階から活動経費への助成を行います。

⑤その後「自治協議会」を地域の組織として立ち上げ、本格実施につなげます。

(2) 推進体制

①地域のコーディネーター役として、サポート職員を配置します。

②モデル事業の実施検証期間中に、地域コミュニティ推進会議及び幹事会にて、検証状況を踏まえて本格実施に向けた組織体制・制度設計などを検討します。

(3) 実施期間

○ モデル事業の目標年次

平成 24 年度から 26 年度までの 3 ヶ年をモデル実施期間とし

- ・ 基本モデル説明から初期準備 平成 24 年度
- ・ 準備から設立運用 平成 25 年度
- ・ 引き続く運用 平成 26 年度

としますが、社会情勢の変化や地域の個別実情などを踏まえ、必要な場合には見直すものとします。

(4) 評価

モデル地区での実施・検証については、諸課題の解消を図りながら適宜評価を行い、全市域での本格実施に向けての諸計画に反映します。

7 地域コミュニティ推進事業の本格実施に向けて

地区自治協議会の設立に係るモデル事業終了後は、事業の検証結果を踏まえつつ、いよいよ地域コミュニティ推進事業の本格実施に取り組むこととします。取り組みの具体的な内容としては、次のとおりです。

○ 全市域での地区自治協議会の設立

モデル事業を実施した4地区に引き続き、速やかに残り23地区での自治協議会の設立を推進することとします。

設立に係る取り組み期間としては、平成27年度から29年度までの3ヶ年を目標としますが、1年目は設立準備、2年目は設立・運用まで行けるよう進めていきます。

行政は、市民第一主義のもと、まちづくりの対等なパートナーとして、自主的な地域コミュニティの形成を積極的にサポートします。

○ 自治協議会相互の連絡組織の設立

全27地区での自治協議会の設立を完了し次第、各地区自治協議会の代表者からなる「地区自治協議会連絡協議会（仮称）」の設立を目指します。

当協議会は、地域づくりに関する市内全体の情報共有や地域づくりに関する意見交換の場としての活用を想定しています。

○ 総合的な事業の推進

地区自治協議会の設立等に並行して、前段の『5 推進体系』で述べたように「町内会の活性化」、「自治協議会と町内会の連携」、「庁内体制の確立」を図るための各種施策を鋭意展開していきますが、その施策の内容は極めて広範・多岐にわたることから、体系的・効率的な推進を図る上から実施計画の策定検討も視野に入れるとともに、推進体制を整えながら取り組みを行います。

○ コミュニティセンター構想の検討

将来構想ではありますが、地域コミュニティ事業を推進していく上で最終的な課題となるのが、様々な住民活動が可能となる「コミュニティセンター構想」です。本市における実現の可能性について関係部局との検討を深めていきます。

以上のように、モデル期間終了の後の本格実施については、上記の考え方に基づき推進していきますが、事業の進行に伴い、様々な課題が出てくるものと想定しています。

よって、各地区の状況を検証し将来的な方向性を見据えながら、「住民のまちづくり」の実現を目指して、取り組んでいきます。

参考資料